

介護職員処遇改善加算に係る介護職員処遇改善計画書等の提出について

平成24年度介護報酬改定において、介護職員の処遇改善の取組として、「介護職員処遇改善加算」が創設されました。

既に、平成24年度「介護職員処遇改善交付金」の承認を受けている事業所については、加算の算定要件を満たすものとみなされ、加算体制届の提出は不要ですが、平成24年5月末までに下記により、介護職員処遇改善計画書等（以下、「計画書等」という）を提出する必要があります。

つきましては、下記にご留意の上、必要書類を提出していただきますようお願いします。

記

1. 提出先

事業所所在地を所管する保健所（別添提出窓口一覧参照）

※ 事業所所在地を所管する各保健所にそれぞれ提出してください。
（加算体制届の提出先と同じです。）

また、複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、[京都市介護保険課ホームページ](#)をご確認願います。

地域密着型サービス事業所を有する事業者は、所管する各市町村の担当課に確認願います。

2. 提出書類

- ① 別紙様式2：介護職員処遇改善計画書
- ② 添付書類1：介護職員処遇改善計画書（事業所一覧表）
- ③ 添付書類2：介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）
- ④ 添付書類3：介護職員処遇改善計画書（市町村一覧表）

※ ③、④の提出については、次に該当する場合、提出をお願いします。

③…複数の事業所が都道府県を跨る場合

④…複数の事業所が京都市内に跨る場合、又は地域密着型サービス事業所を有する場合

※ 今回の計画書提出については、加算届出書（別紙様式3）、その他必要な書類（就業規則、給与規程等）、キャリアパス要件等届出書（別紙様式6）は不要とします。

3. 提出方法

持参又は郵送（5月31日（木）消印有効）